

国民年金保険料の免除・納付猶予期間がある人へ

岡津山年金事務所(田町) ☎31-2363、保険年金課(市役所1階7番窓口) ☎32-2072

国民年金保険料の免除や若年者納付猶予を受けた人は、全額を納付した人に比べて、老齢基礎年金額が少なくなります。免除や猶予を受けた期間の保険料は、過去10年以内であれば、後から納付(追納)ができます。追納することで、免除や納付猶予によって将来減額される年金額を増やすことができます。

追納の申し込みや納付書の発行など、詳しくは津山年金事務所にお問い合わせください。

平成29年3月31日までに追納する場合の保険料額(月額)

期間	全額免除・納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成18年4月～平成19年3月分	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年4月～平成20年3月分	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年4月～平成21年3月分	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年4月～平成22年3月分	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年4月～平成23年3月分	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年4月～平成24年3月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年4月～平成25年3月分	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年4月～平成26年3月分	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年4月～平成27年3月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円
平成27年4月～平成28年3月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円

※平成25年度以前の保険料には、経過期間に応じた加算額が上乗せされています

年金生活者等支援臨時福祉 給付金の申請はお済みですか

岡臨時福祉給付金対策室(市役所2階)
☎32-7004

年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請期間は平成28年7月14日(木)までです。

締め切り日を過ぎてしまうと申請を受け付けることができないため、支給対象となっている人でも給付金が支給できませんので、お早めに申請を済ませてください。

対象要件など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請上の留意点

◆平成27年度の市民税が課税されている人や、平成27年度の市民税を課税されている人の税法上の被扶養者になっている人は対象外です

◆受給後、所得が変更になるなど、支給対象外となった場合には返金していただくことになります

◆申請の締め切り日を過ぎると支給要件を満たしていても、申請できません



給付金キャラクター
カクニンジャ

国民健康保険料納入通知書を 7月中旬に発送します

岡保険年金課(市役所1階9番窓口) ☎32-2071

国民健康保険料納入通知書(納付書)を、納付義務者となる世帯主へ7月中旬に発送しますので、保険料の金額や納付方法、支払いが可能な金融機関などをご確認ください。

保険料は、指定金融機関などのほか、全国のコンビニエンスストアでもお支払いいただけます。また、払い忘れを防ぐことができる口座振替も便利です。ぜひ、ご利用ください。

納期 (納付月)	普通徴収 (納付書払い・口座振替)	特別徴収 (年金天引き)
4月		1期
5月		
6月		2期
7月	1期	
8月	2期	3期
9月	3期	
10月	4期	4期
11月	5期	
12月	6期	5期
平成29年1月	7期	
平成29年2月	8期	6期
平成29年3月	9期	

口座振替の申込方法 口座振替を希望する通帳と届出印を持参し、保険年金課、納税課(市役所2階1番窓口)、各支所・出張所担当課または市内の各金融機関に申し込む

後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

岡〒708-8501津山市山北520保険年金課(市役所1階8番窓口) ☎32-2073、または各支所・出張所担当課

後期高齢者医療保険の保険料率は2年ごとに見直し、平成28年度から均等割額が49,200円に、所得割額の保険料率が9.87%に変更となります。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、保険料率や計算方法などは、県内の市町村で均一です。

被保険者の皆さんには、7月中に『後期高齢者医療保険料額決定通知書』を送付しますので、通知書に記載されている方法で保険料を納めてください。

■保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 49,200円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額など} - 33万円) \times 9.87\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1人当たりの保険料(年額)} \\ \text{※最高限度額57万円} \end{matrix}$$

※平成26・27年度：均等割額＝46,300円、所得割額の保険料率＝9.15%

■保険料の納め方

普通徴収 市内の各金融機関、郵便局(中国5県に限る)、全国のコンビニエンスストア、または口座振替で納めてください

特別徴収 偶数月に支給される年金から天引きされます

被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証(水色)の有効期限は、7月31日(日)です。

新しい被保険者証は、前年の所得により窓口負担割合(1割または3割)の再判定を行い、**7月下旬に郵送します**。8月以降、病院にかかる時は、新しい被保険者証(クリーム色)を使用してください。

有効期限を過ぎた被保険者証は、細かく破り捨てるなど、個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所・出張所担当課の窓口に戻却してください(郵送可)。

減額認定証の更新

現在、お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(ピンク色)の有効期限は、7月31日(日)です。

新しい減額認定証は7月下旬に郵送します。ただし、前年の所得を申告していない人がいる世帯は、所得の簡易申告書を提出していただく必要があります。**当てはまる人には、6月中に通知を行っています。**

所得の簡易申告書を、まだ提出していない人は提出してください。

国民健康保険(国保)からのお知らせ

岡〒708-8501津山市山北520保険年金課(市役所1階9番窓口) ☎32-2071、または各支所・出張所担当課

外来・入院時の限度額適用及び 食事標準負担額減額認定証の更新

現在、お持ちの認定証の有効期限は、7月31日(日)です。認定証の更新には申請が必要です。

対象 次の認定証を持っていて、更新を希望する人

- 国民健康保険限度額適用認定証(薄緑色の証)
- 国民健康保険標準負担額減額認定証(黄土色の証)
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証(黄土色の証)

申請方法 8月1日(月)以降に保険年金課または各支所・出張所担当課で申請する

持ってくるもの 印鑑、国民健康保険証

※有効期限を過ぎた受給者証や認定証は、細かく破り捨てるなど個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所・出張所担当課の窓口に戻却してください(郵送可)

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日(日)です。

新しい高齢受給者証は、前年の所得により窓口負担割合(1割～3割)の再判定を行い7月下旬に送付します。

対象 70歳以上の国民健康保険被保険者
※窓口負担割合は、本人の所得や同じ世帯にいる国保加入者の所得によって決まります。詳しくは、お送りする通知書をご覧ください